

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
B
30

[設問1]

1 本件別訴が、本件訴訟との重複訴訟にあたり、重複訴訟の禁止(民訴法142条)に抵触し不適法とみなさないかについて検討する。

2 民事訴訟法142条は、裁判所に係属する事件について、当事者は、更に訴えを提起することできないとして二重起訴を禁じている。ここで、「裁判所に係属する事件」と新たに提起された訴えに係る事件が同一であるとは、当事者が同一で、訴訟物が同一であることをいう。そして、同条の趣旨は、① 矛盾判決の防止、② 被告に二重の応訴の負担を課せざるを防止すること、③ 訴訟経済にある。

3 (1) すでに所有権確認請求事件が係属中(本訴)に、反訴としてではなく本訴被告側から所有権に基づき給付請求を提起(別訴)することはできるか。

(2) このような場合には、当事者が入れ替わっているから当事者の同一性は認められる。一方で、本訴訴訟物は、目的物所有権の確認の権利主張であるのに対し、別訴訴訟物は、所有権に基づき返還請求権である。異なる。

(3) しかし、民訴法142条の趣旨からすると、① 所有権の帰趨はそれに基づき給付請求の前提にはなっており、両者が本訴・反訴の関係にあり併合審理されるのではない限り、実質的に矛盾した判決が下れるおそれがあること。② 別訴被告は二つの手続に関与する必要があり二重の応訴の負担を負うこととなる。③ さらに訴訟経済にも資さない。

(4) そうすると、このような場合にも、訴訟物は異なるものの、142条の趣旨が妥当し、142条の適用対象というべきである。

③

1 ページ
裏面へ

(5) したがって、上記の如く別訴は二重起訴禁止に抵触し、
許されない。

4. 本件では、本件訴訟は、XのYに対する~~甲~~甲工地の所有権確
認請求事件であり、本件別訴は、YのXに対する甲工地の所有権に
5 基づく明渡請求事件である。＜両者の当事者は原告・被告が
交代にだけであり当事者の同一性が認められる＞。一方、本件訴訟の訴訟
物は、＜XのYに対する甲工地所有権の確認の権利主張であり＞、別
訴訴訟物は、＜YのXに対する^①所有権に基づく返還請求権として
の甲工地明渡請求権であり＞、＜訴訟物は異なる＞。しかし、先に述
10 べたようにこの二つには、142条の趣旨が^②乎当し、二重起訴禁止の
規律が及び、~~本件別訴~~本件別訴は、142条に抵触する。

5. よって、本件別訴は、民訴法142条に抵触し、不適法
である。

(次ページへ)

21

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

[設問2]

1. 本件訴訟終了後に、後訴を提起する場合、前訴既判力は後訴にどのように作用するか。

2. 既判力は、訴訟当事者間(民訴法115条1項1号、2号以降を括弧あり)に、基準時における、「主文に包含するもの」について生じる。「主文に包含するもの」とは、訴訟物の存否である。そして、既判力の効果は、後訴が提起された場合に前訴判断を前提に同一判断を繰り返さなければならぬという形であらわれ、それに反する当事者の主張は遮断される。

3 (1) <本件訴訟において、Xの請求を棄却する判決が得られた場合には、本件訴訟の既判力は、XY間において、本件訴訟の口頭弁論終結時において、Xが甲土地の所有権を有しないことについて生じる。>

(2) そうすると、後訴は、これを前提に審理判断を行わなければならない。Xが前訴口頭弁論終結時から甲土地を所有していたという主張は既判力の遮断効果により遮断され、別個の主張である場合には、Yの請求が認容されるという帰結となる。

~~4. 前訴既判力は、以下のように後訴に作用する。~~

4. 前訴既判力は、以下のように後訴に作用する。

以上

・規範とあてはめで内容が重複→時間ロス。(設問1)

・設問1はよく書けている。重複なく整理ができていればさらに良くなる。

・条文の文面をカギカッコで引用したら当該条文の番号(民訴114I)を挙げる必要がある。

条文なし②

③

⑤

9

3 ページ

裏面へ

奥村